

事務連絡  
令和5年7月19日

関係各位

静岡運輸支局長

### 避難指示等が発令された場合等における業務中断について

平素から、運輸行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地球温暖化による線状降水帯の多発など局地的な豪雨により、各地で甚大な被害がもたらされており、そのため自治体においては従来より早めに避難指示等が発令する状況となっております。

よって、中部運輸局では管内の運輸支局（支局本庁舎）・分庁舎・事務所が所在する地域に自治体による避難指示等が発令された場合は、災害警戒レベルによって下記のとおり業務の中断等を行う旨を定めました。

つきましては、来庁者・職員の安全確保が最優先ということをご理解頂くとともに、別添のお知らせを機関紙に掲載する等により、広く周知頂きますようお願い致します。

### 記

#### 【業務継続の可否判断】

警戒レベル3 高齢者等避難 → 業務を継続（実施）する。

警戒レベル4 避難指示 → 業務を中断（中止）する。

警戒レベル5 緊急安全確保 → 業務を中断（中止）する。

（注）避難指示等が発令されない場合であっても、庁舎に危険が及ぶ可能性がある場合と判断したときは業務を中断（中止）する。